

第3回焼津市景観審議会

議 事 録

日 時 令和7年8月29日（金）

午後3時30分～午後4時30分

会 場 焼津市役所本庁7階第3委員会室

開会 事務局 (山田課長)	それでは、時間となりましたので、 『第3回焼津市景観審議会』を開催します。 本日の進行をさせていただきます、都市計画課長の山田です。どうぞよろしくお願い申し上げます。 開催に先立ちまして、部長の山内よりひと言ご挨拶申し上げます。
部長挨拶 山内部長	都市政策部長の山内でございます。 委員の皆様におかれましては、公私ともご多忙にもかかわらず、焼津市景観審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。 また、日頃より景観計画はもとより、市政全般につきましても、ご理解とご協力いただくとともに、この度、景観審議会の委員就任に快くお引き受けいただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。 さて、本日は時間の都合上、会議終了後に委嘱式を行う流れとなりますことをご了承いただきたいと思います。 さて、本市では、良好な景観形成の取組を効果的に推進するため、平成30年7月に、「焼津市景観計画」を策定したところでございます。「港と海、河川、湧水を軸にしたにぎわいと活力ある景観まちづくりの推進」を基本理念に、市民・事業者・行政等の協働により、景観づくりを進めているところでございます。本審議会では、景観まちづくりに関することや、景観計画に関することなどについて、ご審議、ご提言いただくものとなります。 本日は、会長及び副会長のご選出についてご審議いただくほか、今回初めての委員の方もいらっしゃいますので、改めて景観計画の概要を説明させていただいた上で、今までの取組についての中間報告をさせていただくといったこととなります。 最後に委員として2年間と長期に亘ることになりますが、景観まちづくりについて、さらなるお力添えをお願い申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。 本日は、よろしくお願い申し上げます。
事務局 (山田課長) 委員 事務局 (山田課長)	それでは、本日の会議につきまして、委員7名中6名の委員の皆様にご出席いただいております。 『焼津市景観まちづくり規則第32条第2項の規定』により過半数以上の出席と認め、会議は成立していることをご報告します。 次に会議の公開ですが、規則第33条の規定により公開とし、傍聴を認めるとともに議事録を公開してよろしいでしょうか。 委員 異議なし 事務局 ありがとうございます。なお、本日の傍聴者はいらっしゃいません。 皆様の同意が認められましたので、進めていきたいと思っております。 本委員会につきましては、議事録の作成や市HP掲載のため、写真撮影や録音をさせていただきたいと思っておりますので、ご了承ください。

委員紹介 事務局 (山田課長)	それでは、はじめに、今回このメンバーになられて初めての会議となりますので、委員の皆様をご紹介させていただきます。お名前をお呼びしますので、その場でお立ちいただき、簡単に構いませんので自己紹介をお願いします。学識経験者として、学校法人日本大学理工学部まちづくり工学科教授でいらっしゃいます岡田智秀様。お願いします。
岡田委員	皆様こんにちは。ただいまご紹介がありました、日本大学理工学部まちづくり工学科という理工学部の中で新しい学科であります。そこで役職しております岡田智秀でございます。 生まれ育ちは東京大森です。年間約 30 件の景観まちづくりを色々な市町村でお手伝いしています。そのうち 1 / 3 が静岡県内ですので、大変ゆかりを感じております。さらにスケールダウンいたしまして、こと焼津市に関しては、小川港周辺の防潮堤の整備や現在進行形で動いているのは焼津内港のエリアデザインとして、防潮堤の建設とまちづくりを絡めた地域活性化をお手伝いしています。本日の景観審議会で、さらにご縁を感じているところでございます。皆様方には忌憚のないご意見をいただければと思います。どうぞよろしくお願いします。
事務局 (山田課長)	次に関係団体を代表しまして一般社団法人志太建築士会女性部会より提坂しげ子様。お願いします。
提坂委員	志太建築士会女性部会の部長になりました提坂しげ子様です。 私は藤枝に住んでおりますが、生まれは焼津市和田です。20 年前までは市内の建設会社に勤務しておりました。本日の景観審議会にお呼びいただきましてどのようなお話があるか、とても楽しみに参りました。よろしくお願いします。
事務局 (山田課長)	関係団体を代表として、焼津商工会議所女性会会長でいらっしゃいます、石上智子様。お願いします。
石上委員	只今ご紹介にあずかりました、焼津商工会議所女性会会長の石上智子でございます。私は 2 期目で前回もこの景観審議会に出席させていただきましたので、今回もどう発展があるのかとても楽しみに今回も受けさせていただきますので、どうぞよろしくお願いします。 私共、焼津商工会議所女性会では、女性の力で地域を元気にというスローガンを掲げまして色々な活動をしております。特に現在は、女性の視点で考える防災などに取り組んでおります。そして、焼津の大崩海岸で旅館を営んでおりますので、県外・海外のお客様をお迎えするにあたって外から見た焼津の印象を伺っているので、何かお役に立てられればと思います。
事務局 (山田課長)	関係団体を代表しまして、大井川商工会事務局長でいらっしゃいます、大石一宏様。お願いします。

大石委員	大井川商工会の大石一宏です。 私はこの3月まで市の職員として、こちらの議会事務局の職員として勤務をしていました。何か月かぶりにこちらで業務をさせていただいております。今回の景観については、知識に疎い部分が多々ありますので、皆様から色々なことを教えてもらいながら一緒に進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。
事務局 (山田課長)	関係団体を代表しまして、焼津市文化財保護審議会審議委員でおられます、八木勝行様。お願いします。
八木委員	文化財保護審議会委員の八木勝行と申します。留任ということで今回もまた就任させていただきます。よろしくお願いします。 文化財の関係でも令和5年に文化財保存活用地域計画を立ち上げて、行政と文化財の関係に一生懸命取り組んで古いものを残すだけでなく、保全にもかかわりを持ってもらってだいが進んできております。その中でも景観重点地区の花沢の里、浜通りも重点施策となっており、非常に関連があると思っておりますので、今後ともよろしくお願いします。
事務局 (山田課長)	市民代表としまして、自治会連合会副会長でいらっしゃいます、早川猛様。よろしくお願いします。
早川委員	私は焼津市第1自治会自治会長、それから焼津市自治会連合会副会長を担当しております早川猛と申します。私の所属している自治会は焼津市の発祥の地という場所で浜通り、別名八雲通りです。私は昭和18年生まれで小中高まではいたのですが、焼津市で一番にぎわいのある場所で世帯人口も一番多い場所でした。今一番問題となっているのは、江戸時代から明治の半ばまでは浜通りに3つの村である北新田村という今の3区と城之腰村という今の2区と鰯ヶ島村という今の1区がありまして、この3つの村に属していないと水産業を営んではいけないというものがありました。こちらでは、2mくらいしかない小路が非常に多く、法の縛りにより建替えができないなどの条件があり、豊田地域などに引っ越しをしてしまい空き家が多くなってきています。 都市計画課で重点地区に設定していただき、建物の色などの制約が令和2年度頃に制定されましたが、新築はなかなか少なく悩みを抱えているところがあります。よろしくお願いします。
事務局 (山田課長)	ありがとうございました。 あともう一方いらっしゃいまして、本日欠席ではありますが、学識経験者として、学校法人常葉大学社会環境学部社会環境学科の教授の浅見様がいらっしゃいます。以上、7名の皆様で本審議会の委員は構成されています。どうぞよろしくお願いします。

事務局挨拶 事務局 (山田課長) 【部長以下、挨拶】	続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。 都市政策部長の山内です。よろしくお願いします。 都市計画課、課長の山田です。よろしくお願いします。 都市計画課、計画担当主幹の松永です。よろしくお願いします。 都市計画課、計画担当主任主事の荻原です。よろしくお願いします。
議案第1号 事務局 (山田課長)	それでは、議題に入ってまいりますが、次第に入る前に、事前にお配りした資料の確認をさせていただきます。 ①次第②席次表③議案書④参考資料の資料1、2、3、4です。 不足の資料がございましたらお声がけください。よろしいでしょうか。 再度、連絡事項をお伝えします。本日は時間の関係上16時30分より委嘱式を行う予定でいます。会議の進行にご協力をお願いします。 それでは、議題に入らせていただきたいと思います。 今回、委員改選になりますので、会長及び副会長が不在となります。 会長及び副会長が選出されるまでの間、会議の進行は、都市計画課の山田が務めさせていただきます。 それでは、第3回焼津市景観審議会を開催します。 冒頭でも、事務局より報告しましたが、本日の会議につきまして、委員7名中6名の委員のみなさまにご出席いただきましたので、規則第32条第2項の規定により過半数以上の出席と認め、会議は成立しております。 また、本日の議事録署名人は、大石委員にお願いしたいと思います。 それでは、議案第1号『焼津市景観審議会会長及び副会長の選出について』ご審議いただきたいと思います。 お手元の議案書4ページ目をご覧ください。 規則第31条第1項では、『焼津市景観審議会に、会長及び副会長をそれぞれ1人置き、審議会の委員の互選によりこれを定める。』とありますが、いかが取り計らいましょうか。
大石委員	会長には、静岡県景観アドバイザーであり、焼津市内港地区にぎわい・交流創出事業に携わられている岡田委員が適任かと思います。副会長には本日欠席されておりますが、前回も副会長を務められていた浅見委員が適任かと思います。以上です。
事務局 (山田課長)	ただいま、『会長には、岡田委員』、『副会長には、浅見委員』とのお声をいただきましたが、いかがでしょうか。
委員	異議なし。
事務局 (山田課長)	ありがとうございます。 皆様にご賛同いただきましたので、規則第31条第1項の規定によりまして、会長に岡田委員、副会長に浅見委員が選出されました。

	浅見委員に対しましては、後日互選により選出された旨を事務局からお伝えさせていただきます。それでは、岡田会長におかれましては、会長席にご移動をお願いします。 それでは、岡田会長より就任のご挨拶を頂戴したいと思います。
岡田会長	就任挨拶 ・ 経歴 ・ 焼津市において携わった事業紹介 (焼津市内港地区胸壁デザイン・内港地区エリアデザイン、大井川港 60 周年記念講演「大井川港八景」) ・ 他市町において携わった事業等紹介 (名勝沼津御用邸跡地公園保全活用計画、世界遺産富士山構成資産「三保松原」の消波ブロック景観改善事業、名勝日本平の保全活用計画、その他静岡県景観アドバイザー業務等) 【挨拶の一部抜粋】 当方がお手伝いしている牛臥海岸整備のメディア記事を引用するならば、焼津市景観審議会の取り組みにおいても、「普段何気なく歩いている焼津のまちの中に、緻密な調査と経験による人の知恵や技術が詰まっているのだ」という関係者への感謝とともに、頭が下がる思いであった」という言葉が、まちなかからあふれ出てくるように、最大の務めを果たしたいということを宣言し、挨拶の言葉とさせていただきます。
事務局 (山田課長)	岡田会長ありがとうございました。それでは、規則第 32 条第 1 項の規定に基づき、会長が議長となります。この後の会議の進行は、岡田会長にお願いしたいと思います。 よろしくお願いします。
報告第1号 岡田会長	それでは、議事を進めさせていただきます。 報告第 1 号、「中間報告について」事務局から説明をお願いします。
事務局 (荻原主任主事)	それでは、報告第 1 号「中間報告について」説明させていただきます。 初めに、今回新たに就任された 3 名の委員の方もいらっしゃいますので、焼津市の景観審議会ならびに景観計画についてご説明させていただいてから、今回の中間報告をさせていただきます。 焼津市景観審議会についてご説明します。 焼津市の景観まちづくり条例に定める事項のほか、市長の諮問に応じ、景観の形成に関する事項を調査審議していただきます。令和元年 7 月 25 日に設置をしました。位置づけとしましては、焼津市景観まちづくり条例第 30 条に位置づけられ、構成は学識経験者、関係団体の代表者、市民等から組織されます。また任期は本日から 2 年間です。審議の内容につきましては、景観計画の変更や運用について、続いて景観まちづくり重要地区の指定、最後に

	景観法に基づく届出に対する勧告や変更命令です。 過去開催履歴は第1回が令和元年7月25日、第2回が令和5年8月28日に開催しまして、今回が第3回目です。 続いて、焼津市景観計画についてご説明します。 平成30年7月3日に策定をしております。目的は、焼津を特徴づける景観や各地域の多様な景観特性を市民、事業者、行政等の協働により守り育て、活用した景観まちづくりを進めるために策定をしております。 この景観計画を策定した後、令和2年に重点地区を2地区設定しております。 続いて、景観計画に沿って、焼津市における配慮事項・景観形成基準を設け、届出をしていただくことで景観を保全しております。 参考資料にあります届出対象行為の種類と規模・要件に沿って、例えば、配置・高さ、形態意匠、色彩において届出をしていただき把握することで、行為に対して基準内におさめてもらうように配慮をしていただいております。 また、今まではこういった配慮事項に沿って対応いただいておりますが、仮に配慮事項を考慮していただけない場合は、景観審議会で諮問させていただき、勧告や変更命令をしていただくことになります。 また、よりきめ細かい建築物等の規制誘導を進める地区として重点地区を指定しております。浜通り周辺地区と花沢の里周辺地区の2地区を指定しており、どちらも令和2年3月27日に指定をし、令和2年7月1日より届出制度施行をしております。 浜通り周辺地区は、焼津発祥の地として指定をしております。また、花沢の里周辺地区は、歴史的景観が特徴で、県内初の「重要伝統的建造物群保存地区」にも指定されております。この2地区を重要地区として定めております。 それでは、本題の中間報告に移ります。 焼津市景観計画第12章実現に向けた取組の説明をさせていただきます。この計画に示す方針に沿って良好な景観を形成するための施策を実現に向けた取組として掲げ、順次実施していくものとしています。 今回は5年おきの定期評価の中間報告となりますので、抜粋して報告させていただきます。4項目の太字で記載しているところをピックアップして現状のご報告をさせていただきます。 まず1点目は、各種法制度の活用について、先ほどもご説明した景観届出の状況についてです。 令和5年の前回の時に報告した内容について、令和4年度時点において、浜通り重点地区で12件、全体としては181件届出がありました。こちらに対して、令和6年度末において、浜通り地区17件うち新築9件、外壁変更8件、花沢の里1件、全体としては249件と約70件、この2年間で増
--	--

	えている状況です。 続いてのページからそれぞれの年度の届出数や内訳についてまとめて表になりますので、お時間のある時にご確認いただければと思います。こちらは割愛させていただきます。 続いて、5番の「(仮称)焼津市公共施設景観ガイドライン」の策定と運用について、前回の令和5年度定期評価にて答申書の付帯意見から、公共施設の整備改修時に、庁内・その他行政機関と情報共有し、引続き景観に配慮した取組を進めるようご指摘をいただいておりますので、現状について説明します。現状国や県の公共事業における景観配慮に関するガイドライン・指針を参考に、まち並みと調和した景観を形成するガイドラインの策定に着手している状況です。 続いて、6番景観まちづくりの評価・検証について、こちらは基本的に5年おきに評価・検証をしていくものと景観計画に定めております。前回令和5年度に進捗評価シートにより取組状況の報告をさせていただきましたが、次回令和10年度にも同様に報告させていただければと思います。 また、景観審議会に諮問することで定期的な評価・点検を行い、現状の方向性が誤っていないか確認をさせていただければと考えております。 今回の報告の最後に、次回評価までのロードマップを作成しております。後程ご説明させていただきます。 続いて、市民・事業者等の意識の醸成について、令和5年度定期評価での答申書の付帯意見から、景観重点地区の地域住民と対話を進め、景観の保全と向上に努めるようご指摘をいただいておりますので、こちらに沿って令和6、7年度の現状までに浜通り周辺重点地区について、勉強会を2回開催しましたので、ご説明させていただきます。 1回目は令和7年3月27日に浜通りにある帆やという歴史的な建物があり、こちらで勉強会を開催しました。 勉強会のアンケート結果を次のページ以降に載せさせていただいております。重点地区、計画策定までの経緯理解や景観、集計に関心を持っていたかというものについては、概ねご理解いただけているため、醸成に向けて着実に進めていると考えております。また今後の課題でもありますが、残していきたいものについてもいくつか出てきておりますので、今後も地域に密着しながら定期的に勉強会を行っていき景観について協議していければと考えております。 また、2回目は先月に文化振興課の職員が歴史文化と地域資源の価値について説明し、焼津発祥の地として残していくべきものについて意見交換を行う勉強会を開催しました。 こちらの意見交換では、「貴重な歴史文化や地域資源をもっとPRした方がよい」という意見や「にぎわいを取り戻すような動きをしてほしい」という意見、「個々の建物を残したいが建替えに於いての法令の制限がある」とい
--	---

	う意見もあり、課題もあるため引き続き地域の方と対話をして進めていきたいと考えております。 最後に今後の予定として、ロードマップの共有をさせていただきます。 ①第3回中間報告は本日の会議です。②公共施設の色彩デザインに関する庁内調整～策定については、令和8年から庁内調整を進め、令和10年の定期評価までに策定をする予定です。 ③定点観測については、同じく令和10年の定期評価の際に、焼津市景観計画に位置づけをしている21地区について写真を基に報告をさせていただく予定です。④評価・検証については、次回定期評価までに行う予定です。⑤景観審議会4回目は委員の任期満了に伴う改選を予定しております。また、5回目は次回定期評価の報告を予定しております。報告は以上です。
質問・意見 岡田会長	ただいま、事務局の説明に対して皆様方からご意見ありましたら挙手にてお願いします。
提坂委員	景観計画策定が平成30年7月3日で、高さ15mを超えるもの、また敷地面積1,000㎡以上のものとありますが、1,000㎡を超えるものは市内に相当量あるかと思います。静浜基地の南側、大井川東小学校の北側にある太陽光施設や南食品さんの建物については、市の方で指導をしているのでしょうか。
事務局 (荻原主任主事)	参考資料を確認いただきたいですが、届出対象は3太陽光については、1,000㎡を超えるものとなるため例えば950㎡となると届出不要となります。また、平成30年7月の景観計画策定以前の建築物等については、そもそも届出がされていないため、今後の変更などの際に届出を提出いただくこととしています。その際に色彩等について協議をしながら現状の景観計画で定めている範囲内に變更いただくように管理指導していくものと考えております。
提坂委員	平成30年となると今から7年前になるかと思いますが、大井川東小学校の北側にある美和樹脂さんや南食品さんは、築年数からしてこの7年間に建てられたものかと思うが、該当していないということであればそれで結構です。
岡田会長	16時30分となりました。これから市長より委嘱状交付があるということです。ですので、もし追加の質問等があれば委嘱式後に個別に事務局へ申し出ていただきたいと思います。よろしいでしょうか。 それでは、ご協力よろしくお願いします。
事務局 (山田課長)	本日は、ご議論いただきまして、ありがとうございました。 岡田会長、ありがとうございました。

	本日は、長時間にわたりまして、ご審議いただきまして、誠にありがとうございました。また、十分に質疑応答、意見交換のお時間を取れず申し訳ございませんでした。 この後お時間がございましたら個別に事務局へ申し出ていただければご対応させていただきます。また、後日のご質問でも構いません。 今後の審議会の開催につきましては、その都度ご案内をさせていただきます。以上を持ちまして、第3回焼津市景観審議会を終了します。本日は、お忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございました。
--	--